

保險藥局

調剤基本料 3 (イ) 地域支援体制加算 3 連携強化加算 医療DX推進体制整備加算 在宅薬学総合体制加算1 後発医薬品調剤体制加算3
特定薬剤管理指導加算 2 かかりつけ薬剤師指導料およびかかりつけ薬剤師包括管理料 在宅患者訪問薬剤管理指導料

※処方箋による医師の指示がある場合には、在宅で療養されている患者さま宅を訪問して服薬指導等を行います。

約1200品目
※厚生労働省は後発医薬品（ジェネリック）の普及に積極的に取り組んでいます。医師の指示がある場合を除き、患者さまのご希望により後発医薬品（ジェネリック）に変更できます。当薬局では、後発医薬品（ジェネリック）の調剤に積極的に対応しておりますので、後発医薬品（ジェネリック）について不安のある方は、薬剤師にご相談ください。
また、当薬局は後発医薬品（ジェネリック）を調剤する体制が評価されており、「後発医薬品調剤体制加算」を算定しています。

医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。
※明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

下記時間帯に処方箋を受け付けた場合は通常より若干、負担金が高くなります。

- ・平日 19:00以降
- ・土曜 13:00以降
- ・12月29日～1月3日（終日）

当薬局では、下記の事項に関して実費で負担いただいております。

・患者さまのご希望に基づく服薬カレンダーの提供	¥1650
・在宅患者訪問薬剤管理指導に係る交通費	¥実費

介護事業所番号 2840502120

居宅療養管理指導 及び 介護予防居宅療養管理指導

薬剤師による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とは、要介護または要支援認定を受けた患者さまがお薬を安心して安全に使用していただくために、医師の指導のもとに行う訪問サービスです。薬剤師がご自宅や施設を訪問し、あらかじめ策定した薬学的管理指導計画に基づき、薬学的な管理指導（効果の確認・使用上の注意の説明・副作用など身体への影響の継続の確認・管理のサポート等）を本人や家族、施設スタッフ等に対して行い、関係職種への必要な報告を行います。

9:00~19:00(平日) 9:00~17:30(第1・3土) 9:00~12:00(第2・4・5土) 日祝祭日休み
※緊急時は上記の時間に限りません。

①居宅療養管理指導サービス費として

- ・1回518円～1554円（ただし4回まで）
- ・1回379円～1137円（単一建物居住者数2人以上）
- ・1回342円～1026円（単一建物居住者数10人以上）

※ただし、別に厚生労働大臣が定める疾患の方の場合1週に2回かつ月8回まで

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合
・1回あたり100円～300円加算

上記①～③の他、下記については医療保険制度の負担割合に応じてご負担いただきます。
なお、負担の割合は対象となる保険の種類によって異なります。

②在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料・・・500点（500円～1500円）
病状の急変等により緊急に訪問し、必要な指導を行なった場合

●在宅患者緊急時等共同指導料・・・700点（700円～2100円）
病状の急変等により医師、看護師、介護支援専門員等と共に訪問し、共同で必要な指導を行なった場合

緊急時の調剤、居宅療養管理に対応できる体制（24時間）を整備しています。
 緊急の調剤を必要とする事態が生じた場合には、下記へご連絡ください。
 なお、休日・深夜等営業時間外の緊急の調剤につきましては時間外の手数料がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 営業時間中は右記電話番号にてご連絡ください。 078-515-3900

第1節 調剤技術料 令和7年3月12日、日本薬剤師会作成

项目	单位	主要材料、测定上限	数量
----	----	-----------	----

項目	主要部位	点検
----	------	----

項目	主な要件、算定上限	単位数
----	-----------	-----

① 認定資格要件	② 認定の条件	③ 認定料
第一 一般労働者 1人 第二 一般労働者 2人、介護者の1人 第三 一般労働者 10人以上	第一 8月1日現在で、1期間の労働者の数、注3による算出で 必要者、中心労働者数法の数は2割以上4割以下	5100円 3420円 4000円
第二 労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	10000円 25000円 100000円
第三 労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	10000円 25000円 100000円
第四 労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	10000円 25000円 100000円
第五 労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	10000円 25000円 100000円
第六 労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	10000円 25000円 100000円
第七 労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	10000円 25000円 100000円
第八 労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	10000円 25000円 100000円
第九 労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	10000円 25000円 100000円
第十 労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	労働者数10人以上、労働者数10人以上、労働者数10人以上	10000円 25000円 100000円